

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省経済産業政策局企業行動課）

項 目 名	申告手続に関する制度及び運用に係る所要の整備		
税 目	—		
要 望 の 内 容	申告等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化に資するよう、利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずる。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		(制度自体の減収額)	(－ 百万円)
		(改正増減収額)	(－ 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 申告等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずることで、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化等を目指す。 (2) 施策の必要性 骨太の方針等にも記載のとおり、行政のデジタル化の着実な推進が求められていることから、行政手続の1つである税務手続に関しても一層のデジタル化が必要である。 「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和8年7月21日閣議決定） 第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」 2. 全世代型社会保障の構築 (1) 社会保障と税の一体改革の推進（税制改革） 「強い経済」を実現するため、財政の持続可能性に十分配慮しつつ、「責任ある積極財政」の下、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。 デジタル社会にふさわしい税制の構築及び納税環境の整備と適正・公平な課税を実現する観点から、制度及び執行体制の両面からの取組を強化するほか、新たな国際課税ルール への対応を進める。	
今回の要望（租税特別	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	-
		租税特別措置の適用又は延長期間	-

		同上の期間 中の達成 目標	-
		政策目標の 達成状況	-
	有効性	要望の 措置の 適用見込み	-
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	-
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	-
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	-
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	-
		要望の措置 の妥当性	-
	これまでの租税特別措置の適用実績と 効果に関連する事項	租税特別 措置の 適用実績	-
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	-
		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	-

	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯		継続要望